



日常生活やお住まいのトラブルに、 安心のサービスをご用意

突然のアクシデント！ 誰に相談しますか？



すまいとくらしの アシスタントダイヤル

**無料
セット！**

サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用など応急処置を超える作業費用はお客様負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業

- となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。

24時間365日受付のサービス

水まわりのトラブル 応急サービス

居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料でを行います。



かぎのトラブル 応急サービス

居住建物内(専有・占有部分)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠等を無料でを行います。
※専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。



健康・医療相談 サービス

次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

- カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
- 医師による医療相談
- 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談※
- 医療機関情報などの提供



※メンタルヘルス相談サービスの利用時間は次のとおりとなります。

平日:午前9時～午後7時
土曜:午前10時～午後8時
(日曜・祝日、12/29～1/4を除きます。)

(注)保険期間の初日から1年ごとに10回までご利用可能です。

防犯機能アップ 応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。



介護関連相談 サービス

介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。



NEW



電気設備のトラブル 現場調査サービス

電球等を交換しても照明がつかない、エアコンが動かない等、電気設備の現場調査・点検を無料でを行います。

(注1)1つのサービスにつき、保険期間の初日から1年ごとに3回までご利用可能です。
(注2)2026年10月1日からご利用可能です。



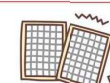
ガラスのトラブル 応急サービス

窓ガラスのヒビや割れ等が発生した場合の応急処置を無料でを行います。



建具のトラブル 小修繕サービス

ドアがグラグラする、扉のしまりが悪い等、建具の応急処置を無料でを行います。



網戸のトラブル 応急サービス

網戸がスムーズに動かない、外れた等、網戸の応急処置を無料でを行います。

平日午前10時～午後5時受付のサービス

(土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。)(原則予約制)



住宅相談サービス

すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。



法律相談サービス

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスをを行います。
(注)弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客様の負担となります。



税務相談サービス

さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスをを行います。
(注)税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客様の負担となります。



空き家相談サービス

空き家の管理、活用、売却のご相談に対して、電話でお応えします。
(注)相談先の提携業者に管理等を依頼される場合の費用は、お客様の負担となります。

お電話にてお気軽にご連絡ください！

ロック つ まる

119番

0120-620-119

詳細は
公式ウェブ
サイトへ



ご利用時には、お客様の名前と証券番号をお知らせください

(注1)本サービスは損保ジャパンが業務委託契約を締結している事業者等が提供します。
(注2)サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
(注3)相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

(注4)相談サービスでは、ご相談の結果、相談先の提携業者より有料サービスを紹介する場合があります。

- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客様ご自身の立会いおよび身分証明※ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
※顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- かぎおよびドアの種類によっては開錠・破錠等の作業ができない、もしくは、お客様負担(有料)となる場合があります。
- 次に該当する場合は、空き家相談サービスの対象外となります。

- ①空き家に関する法律/税務相談
- ②賃貸物件の空室期間中の管理
- ③別荘等の管理
- ④他人の空き家に関する相談
- 地域によってはご利用いただけない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。